

平成29年度 横手市社会福祉協議会事業計画

はじめに

急速な少子高齢化や地域社会の変容等に伴い、福祉ニーズが多様化、複雑化する中で、社会福祉協議会が果たしていく役割はますます重要になっています。また、今後の高齢化の進展により、介護ニーズの多様化及び高度化が見込まれる中、介護人材を初めとした福祉人材の確保を計画的に推進していくことが必要となり、更なる福祉サービスの質の向上及び事業の透明性の確保が求められる時代へと変化しております。

社会福祉協議会は地域における公的法人の代表として、地域の福祉課題を把握し、スピード感を持って課題解決に取り組むことが求められます。

平成29年度は、改正された社会福祉法に沿った体制整備を行うとともに、基本理念にある「誰もが安心して暮らすことのできる地域づくり」を再認識し、地域から信頼と協力を得られる活動の取り組みを実施いたします。

また、介護事業については、在宅部門と施設部門が連携し、譲渡施設の大規模改修が計画どおり実施できるよう、安定した経営を目指して参ります。

I 基本理念

本会は、住民の参加と公私協働による「誰もが安心して暮らすことのできる地域づくり」を目標として活動に取り組みます。

II 基本方針

1. 私たちは、住民と共に、地域における福祉課題の把握と解決に努めます。
1. 私たちは、サービス利用者の人権を尊重し、質の高い福祉サービスの提供に努めます。
1. 私たちは、地域におけるあらゆる団体・組織との連携を図り、総合的な支援体制づくりに努めます。
1. 私たちは、地域福祉を推進する民間団体として、自らの専門的役割と責務を自覚し、自己研鑽に努めます。

【法人総務部門】

平成29年度の法人総務部門の経理関係では、社会福祉法改正により財務規律の強化や、社会福祉充実残高を明確にして再投下可能財産の充実計画を作成するほか、様々な媒体を通して義務化された経営情報の閲覧、公表を行い、透明性の高い法人運営を確立します。

人事・労務関係では、昨年度に引き続き「人材の確保・人材育成・職場定着」を重視し、サービスの担い手である職員の質の向上を推進するため、リーダー職（指導的職員）の育成に取り組みます。

介護事業関係では、通所介護事業の収益改善に向けた取り組み等を進めるとともに、在宅部門、施設部門とも更なるサービスの質の向上を図ります。

1. 総務、事業関係

(1) 役員会、委員会等

正副会長会、理事会、監事会、評議員会を定期的を開催し、経営組織のガバナンス強化、牽制機能の発揮、財務会計に係るチェック体制整備など、法人の経営に関する方針を明確にすると共に、経営・運営上必要な事項を定め、健全な法人運営に努めます。

①正副会長会	年4回
②理事会	年4回
③監事会	年2回
④評議員会	年3回
⑤総合企画部会	年2回
⑥地域福祉部会	年2回
⑦事業経営部会	年2回
⑧苦情解決第三者会	年1回
⑨資金貸付事業運営委員会	年3回
⑩広報委員会	年3回

(2) 組織と職員体制

良質なサービスを効率的、効果的に提供していくために、法人内の他部署との連携、協働により、付加価値を生み出せる体制整備の実現と、職員一人ひとりの意識の向上・構築を図ります。

(3) 役職員研修

将来の社協運営に必要な事業推進が図れるよう、先進地社協への視察や、職員研修の充実による人材育成に取り組むなど、社協役職員としての自覚と意識の向上に努めます。

- ①理事・監事・評議員合同研修
- ②職員研修

(4) 健全経営に向けた取り組みについて

法人の事業運営を法令、定款に従って効率的に行うとともに、事業状況と財務状況を正確に把握し、安定した法人運営の推進と、譲渡施設の大規模改修を含めた中長期的財務計画作成と費用対効果を意識した事務事業の推進に努めます。

(5) 規程関係の見直しについて

各種規程については、現状に即した見直しを図るとともに、制度改正に沿った変更を適宜適切に行います。

(6) 職場の安全衛生について

衛生委員会の開催や職員の福利厚生事業を継続的に進めてまいります。また、ストレスチェック制度の活用により、職員個々のストレス軽減や職場環境の改善に努めてまいります。

(7) ホームページの運用について

28年度にリニューアルしたホームページを有効的に活用することにより、法人の広報機能を強化し、事業計画、事業報告、法人の理念や事業活動、提供するサービス内容、社協だより等、ホームページを一元化し発信力を高めるなど、戦略的かつ効果的な取り組みと、人材確保のための求人募集等を行ってまいります。

2. 指定管理事業関係

基本協定に基づき、適正かつ健全な運営管理に努めます。

(1) 指定管理施設

- ①十文字町健康福祉センター (平成26年4月1日～平成31年3月31日)
- ②山内ほっとパレスゆうらく館 (平成26年4月1日～平成31年3月31日)
- ③大雄地域福祉センター (平成26年4月1日～平成31年3月31日)

3. 介護保険事業関係

<在宅部門>

(1) 訪問介護事業所(障害者居宅介護事業所)

(事業目標)

- 訪問介護サービスを必要とする方々に対し、住み慣れた地域において、その個々の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を提供いたします。また、地域に根ざした事業所として、利用者様に「安心と安らぎ」をお届けするため「笑顔と真心」をもってサービスの提供に努めます。

- ①横手 365日(6:00～22:00)

＜市受託事業＞障がい者地域生活支援事業：移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に対して外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進いたします。

（２）通所介護事業所（障害者基準該当生活介護事業所 ※康寿館・十文字）

（事業目標）

- 利用者様の心身の状態に合わせた援助及び機能訓練を行うことで、安心して在宅生活を継続するための支援を目指します。また、「笑顔・思いやりの心・チームワーク」を大切に、利用者様やご家族様の意向に沿ったサービスの提供に努めます。

- | | | |
|------|------|---------------------------------|
| ①康寿館 | 月～土 | （8:30～17:30 内の 7 時間～9 時間の範囲） |
| ②平寿苑 | 毎 日 | （8:30～17:30 内の 7 時間～9 時間の範囲） |
| ③雄風荘 | ④十文字 | 月～土（8:30～17:30 内の 5 時間～7 時間の範囲） |
| ⑤大 雄 | | 月～金（8:30～17:30 内の 5 時間～7 時間の範囲） |

＜市受託事業＞障がい者地域生活支援事業：障がい児者デイサービス事業

障がいのある方に対して日中における生活の場を提供するとともに、食事や入浴等に関わる身体介護を提供いたします。

○事業所 康寿館通所介護事業所

（３）居宅介護支援事業所

（事業目標）

- 利用者様が住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活を送ることができるよう「親切・丁寧・迅速」な対応に努めます。また、地域住民や民生委員、福祉協力員等関係者とのつながりを大事にし、信頼される事業所を目指します。

- | | | | |
|------|------|----------------|-----------------|
| ①横 手 | ②平寿苑 | ③十文字 | 月～土（8:30～17:30） |
| ④雄物川 | ⑤山 内 | ⑥西 部（大森福祉センター） | 月～金（8:30～17:30） |

（４）訪問入浴介護事業所

（事業目標）

- 利用者様の身体状況に応じた「安心・安全・快適」な入浴を提供することで、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図るための援助を行います。また、関係機関との連携により、安心した在宅生活ができるよう支援します。

- | | |
|------|-----------------|
| ①横 手 | 月～金（8:30～17:30） |
|------|-----------------|

＜市受託事業＞障がい者地域生活支援事業：訪問入浴事業

自宅での入浴が困難な障がいのある方に対して入浴介護を行うことにより、心身機能の一部を補うことを目的に特殊車輛による訪問入浴サービスを提供いたします。

＜介護老人福祉施設部門＞

(施設理念)

「人間の尊厳を認め合い、愛情に満ちた笑顔あふれる人間関係を育む」

- 施設としての専門性、社会性、機能性等を有効に活用し、利用者様一人ひとりの人権・人格を尊重し、身体的、精神的健康の保持向上に努め、個性を重んじながら、施設生活全般において適切な援助及び介護を行い、生活の場としての快適な環境づくりに努めます。

(1) **特別養護老人ホーム 平寿苑** 特養50床・短期入所10床
(居宅介護支援事業・通所介護事業・ケアハウスいずみの里)

(施設目標)

- 利用者様の日常生活能力の維持・向上のため、関係機関やボランティア活動の積極的受入、地域との連携・共同により、施設機能が最大限発揮できるよう、施設運営並びに介護サービス等の向上を図る。また、接遇マナーのさらなる向上により、利用者様やそのご家族様とより良好な関係を築くとともに、状況に応じた適切な介護サービスが適時に提供できるよう個別ケアの推進に努めます。

(2) **特別養護老人ホーム 雄水苑** 特養50床・短期入所 8床

(3) **特別養護老人ホーム 雄水苑ユニット** 特養30床

(施設目標)

- 利用者様のこれまでの生活感を大切にし、安心して暮らせる笑顔に満ちた家庭的な環境に配慮し、「安全・安楽・安心」を基本とした心の通った柔軟な個別ケアの提供を目指します。また、日々自己研鑽に努めることができる職員育成に取り組み、地域に根付いた有用な社会資源・福祉の拠点となるべく地域住民と共に歩む施設運営を図ります。

(4) **特別養護老人ホーム 鵝寿園** 特養58床・短期入所 8床

(施設目標)

- 傾聴、共感を心がけ、社会の功労者である利用者様を敬い「安全・安楽・安心」を基本として、笑顔に満ちた家庭的な雰囲気と、地域に根付き地域住民とともに歩む施設を目指します。また、福祉のプロとしての自覚を持ち、よりよい介護を常に「創意・研究・実践」する施設運営を心がけ、全職員が一体となった介護サービス等の向上を図ります。

【その他】

4. 内部会議及び研修等

(1) 衛生委員会

職場における職員の安全と健康を確保するとともに、疲労とストレスを感じるものが少ない職場環境を形成することを目的として、必要な事項の検討や対策への取り組みを行います。

(2) 福利厚生委員会

スポーツや趣味活動、小旅行等の交流を通して、職員間のコミュニケーションと心身のリフレッシュを図ることを目標とした、各種交流活動や企画を実施します。

(3) 感染症対策委員会

感染症の発生の予防及び蔓延防止に関する対策を検討することにより、利用者及び家族、また、職員等の健全な生活の営みに資することを目的に実施します。

(4) 事業担当者会議

役員会、委員会等での決定事項報告、総務、地域福祉、介護保険事業の各担当に分かれそれぞれにおける課題の協議と、連携の強化を目的に実施します。

(5) 介護福祉士等各種現場実習受入・指導

介護実習等の指導機関として、福祉関係職への就労を目指し就学している学生や、各機関で実施されている養成研修生の受け入れ及び指導にあたり、福祉の人材育成に努めます。

【地域福祉部門】

平成29年度は、第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画に定めた取り組みを円滑に推進するため、市民や町内会・自治会、企業、事業所、行政並びに福祉、医療、保健の各関係機関と連携を図りつつ、「みんなが主役！みんなで作る人にやさしいまち横手」の実現をめざして、次の事業を重点的に取り組んで参ります。

- 市民・福祉協力員をはじめ行政、関係機関・団体等との協働により、小ネットワーク活動やいきいきサロン活動等の住民活動を推進し、身近な場所での見守り・相談活動の充実を図ります。
- 福祉教育及びボランティア活動の支援を通じて人材育成を図ると共に、協議体による支えあいの充実・発展に取り組む、みんなが主役の福祉のまちづくりを推進します。
- 判断能力が弱まってきた方の権利擁護や生活困窮者の自立支援が図れるよう、社協内部及び行政との連携強化に努めながら、相手に寄り添った支援を行います。

＜地域福祉推進事業＞

1. 地域福祉活動推進事業

(1) 福祉ネットワーク活動推進事業

住民自身が地域の福祉課題やニーズに気づき、課題の解決に向けた住民同士、また地域の福祉関係者、関係機関・団体との連携による住民主体の福祉活動を推進する。また、関係機関・団体等の連携強化や福祉活動のコーディネート・支援等を目的に、職員の資質向上をめざし各種会議・研修会、事業に参加する。

①福祉ネットワーク活動推進事業

- ◆内 容 各地域の実情に応じた事業(小ネットワーク会議の開催、要援護者等訪問活動及び調査、認知症徘徊見守り活動、住民支えあいマップの作成・更新など)、各種機関・団体等が行う会議や研修会への参加、各種機関・団体等との連携強化及び事業への参画など
- ◆対 象 者 要援護者、町内会関係者、福祉関係者など
- ◆実施期間 通年

②福祉ネットワーク活動強化事業

- ◆内 容 全社協・県社協等主催会議及び研修会への参加、他職員への伝達講習、近隣市町村社協との合同研修会など
- ◆対 象 者 地域福祉担当職員

(2) 福祉協力員活動推進事業

地域福祉活動や社協事業を円滑に進めるため、各町内に福祉協力員を置き、地域の福祉関係者や関係機関・団体等と連携しながら、福祉協力員及び福祉協力員会活動を推進する。

①福祉協力員会活動の推進

- ◆内 容 福祉協力員会活動の推進(役員会や研修会等の開催、単身高齢者等訪問活動及び昼食会の実施、地域交流活動の推進、各種事業・行事等への協力など)、福祉ネットワーク活動推進事業等との一体的な推進、活動費の交付など
- ◆実施期間 通年

②福祉協力員会運営委員会の開催

- ◆内 容 福祉協力員会活動に関する情報交換、社協事業に関する意見交換など
- ◆出席者 各地区福祉協力員会会長(15名)
- ◆実施月 6月
- ◆実施場所 横手卸センター

2. ボランティア活動推進事業

(1) ボランティア活動支援事業

住民主体の福祉活動を推進するため、市民のボランティア活動への参画に向けた啓発やボランティア活動者・団体の支援及び育成、活動調整などを行う。また、災害時や降雪時の市民及びボランティアのニーズに対応できる体制の整備と実践を行う。

①ボランティア活動啓発事業

- ◆内 容 ボランティア活動の支援・相談対応・マッチング作業、連絡会議・情報交換会等の開催、ボランティア情報の発信、ボランティア活動保険料の補助、災害ボランティアセンターの設置(災害時)など
- ◆対象者 市民、ボランティア登録個人・団体、町内会など
- ◆実施期間 通年

②ボランティア育成事業

- ◆内 容 各種事業・研修によるボランティアの育成(父ちゃんの楽校、ふくし探検隊、災害ボランティア活動実践研修会)
- ◆対象者 市民、学生など
- ◆実施月 父ちゃんの楽校：通年(年6回)、ふくし探検隊：7～8月(2日間)、災害ボランティア活動実践研修会：7月または10月(2日間)

③除雪ボランティア事業

- ◆内 容 利用対象者の調査、除雪ボランティア活動のマッチング、除雪作業など
- ◆対象者 活動者：市民、学生、企業、団体など
利用者：単身高齢者・高齢者世帯、単身身体障がい者世帯など
- ◆実施期間 12～3月

3. 生活相談事業

(1) 相談所開設事業

身近な相談窓口として各種相談所を開設し、行政や関係機関・団体等と連携しながら、あらゆる生活課題・問題の解決支援に努めるほか、必要な福祉サービスの開発について検討する。

①無料法律相談所の開設

- ◆内 容 弁護士による法律に関する相談への対応など
- ◆実施期間 通年（年36回。Y²ぷらざでは毎月、その他会場では3ヵ月に1回開設）
- ◆実施場所 横手市交流センターY²ぷらざ、増田地域局内、平鹿町ゆとり館、雄物川在宅介護支援センター、大森コミュニティセンター、十文字町健康福祉センター、大雄地域福祉センター

②無料税務相談所の開設

- ◆内 容 東北税理士会横手支部会員による税に関する相談への対応
- ◆実施期間 通年（毎月第2木曜日）
- ◆実施場所 横手市交流センターY²ぷらざ

③横手市くらしの相談窓口出張所の開設

- ◆内 容 地域福祉担当者・市くらしの相談窓口担当者、県南若者サポートステーションよこてとの連携による生活に関する相談への対応及び適切な専門機関等への橋渡しなど（横手地域以外で実施）
- ◆実施期間 通年（各会場で3ヵ月に1回開設）
- ◆実施場所 増田地域局内、平鹿町ゆとり館、雄物川在宅介護支援センター、大森地域局内、十文字町健康福祉センター、山内ほっとパレスゆうらく館、大雄地域福祉センター

（2）車いす貸出事業

高齢者や障がい者等と同居している世帯で、他からの借入れが困難な場合に、一時的に車いすを無償で貸与する。また、地域の講座やイベント、学校が行う福祉学習等への貸出も行う。

- ◆内 容 車いすの貸出、車いすの補修など（保有台数：54台）
- ◆対 象 者 市内の高齢者や障がい者と同居する世帯、講座やイベント主催者、学校など
- ◆実施期間 通年

（3）たすけあい資金貸付事業

一時的に資金が必要で、その資金の融通が他から受けることが困難な世帯に対し、経済的な自立につながるよう、民生委員や市くらしの相談窓口等と連携しながら、生活に関する相談対応や必要に応じた資金貸付等を行う。

①たすけあい資金貸付・償還事務

- ◆内 容 生活に関する相談対応、借入申し込みへの対応、償還指導など
- ◆対 象 者 市内に居住し、生活に必要な資金の融通を他から受けることが困難で、資金貸付及び援助指導により、経済的な自立が認められる世帯（原則世帯主）
- ◆実施期間 通年

②資金貸付事業運営委員会の開催

- ◆内 容 資金貸付事業に関する調査及び協議、資金貸付及び償還状況の確認、援助指導及び償還指導に関する意見交換、償還免除等に関する協議など
- ◆出席者 運営委員（8名）

◆実施月 5月、10月、2月（年3回）

◆実施場所 社協本部会議室

4. 社協活動啓発事業

(1) 広報啓発事業

市民や地域等に社会福祉協議会の事業や地域の福祉活動、福祉・介護に関する情報などを発信し、社会福祉協議会への理解促進や地域福祉活動への参画を推進する。

①社協だよりの発行

◆内 容 横手市社協だよりの発行、広報担当者会議の開催など

◆配布先 市内全戸配布（約33,500世帯）

◆実施月 社協だよりの発行：6月、8月、10月、1月、3月（年5回）
広報担当者会議：随時

②広報委員会の開催

◆内 容 広報活動に関する企画及び編集に必要な協議、広報活動に対する評価など

◆出席者 広報委員（8名）

◆実施月 5月、10月、2月（年3回）

◆実施場所 社協本部会議室

(2) 福祉活動評価事業

社会福祉協議会が行う地域福祉事業や介護保険事業等の充実・強化に向けて、事業の評価・見直し等を行う。また、市と協働しながら第2次横手市地域福祉計画・地域福祉活動計画を推進する。

①社協事業評価検討会議の開催

◆内 容 福祉センター・施設ごとに社協事業の評価・見直し、地域の福祉課題・ニーズの把握と解決に向けた検討など

◆対象者 社協理事・監事・評議員、福祉関係者など

◆実施月 通年（各地域年1回程度）

◆実施場所 各福祉センター

②地域福祉活動計画推進事業

◆内 容 地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会の開催、次期計画の策定に向けた協議など

◆出席者 推進委員（14名）

◆実施期間 通年（推進委員会は年4回開催する予定。実施日時は市と協議）

◆実施場所 市役所本庁舎など

③地域福祉部会の開催

◆内 容 地域福祉事業の評価・見直し、地域の福祉課題・ニーズの把握、社協事業評価検討会議を踏まえた地域福祉事業の検討など

◆出席者 委員（5名）

◆実施月 8月、2月（年2回）

◆実施場所 社協本部会議室

(3) 社協会員募集事業

各世帯や福祉関係者、企業等より社協会員を募集し、地域の福祉課題やニーズに基づく地域福祉事業への参画を促すと共に事業の財源を確保する。

- ◆内 容 各世帯への広報活動、福祉協力員等を対象とした説明会の開催、企業等関係各位への協力依頼など
- ◆対 象 者 市内の全世帯、企業、団体など
- ◆実施期間 通年（ただし、7～9月を会員募集強調期間とする）

(4) 社会福祉大会開催事業

秋田県社会福祉大会を秋田県社会福祉協議会と共催する。

- ◆内 容 秋田県社会福祉大会の開催
- ◆実施期日 11月9日（木）
- ◆実施場所 秋田ふるさと村ドーム劇場

5. 福祉団体支援事業

(1) 福祉団体支援事業

地域福祉活動の担い手である福祉団体の事務や活動助成金の交付等の活動支援を行う。

①福祉団体事務の支援

- ◆内 容 福祉団体事務の支援
- ◆対象団体 市老人クラブ連合会並びに各地域老人クラブ連合会・市身体障害者福祉協会連合会並びに各地区身体障害者福祉協会、市遺族連合会並びに各支部遺族会、市手をつなぐ育成会並びに各地区手をつなぐ育成会
- ◆実施期間 通年

②福祉団体助成金の交付

- ◆内 容 福祉団体への助成金の交付（市間接補助金含む）
- ◆対象団体 市身体障害者福祉協会連合会、市遺族連合会、市手をつなぐ育成会、市老人クラブ連合会、横手地区保護司会、市母子寡婦福祉連合会、市保育協議会、横手平鹿手話研究会
- ◆実施期日 7月（助成金交付月）

<共同募金配分金事業>

1. 福祉のまちづくり事業

(1) いきいきサロン事業

地域住民や当事者同士の交流や親睦、結びつきを深めることを目的とした地域の自主的なサロン活動を支援し、住民主体の福祉のまちづくりを進める。

①いきいきサロン活動の支援

- ◆内 容 サロンの運営・活動に関する支援、サロンを基盤とした見守り・支えあい活動の推進、活動助成金の交付、サロン通信の発行など

- ◆サロン数 128サロン（横手：59、増田：8、平鹿：15、雄物川：9、大森：5、十文字：12、山内：8、大雄：10、障がい児：1、その他：1）
※活動助成金無しのサロン含む

- ◆実施期間 通年

- ②いきいきサロン関係会議の開催

- ◆内 容 各地域のいきいきサロンの推進を目的とした関係会議の開催

- ◆出席者 各サロンの代表世話人など

- ◆実施月 通年（各地域年1～2回開催）

2. 福祉教育活動推進事業

（1）福祉教育活動推進支援事業

地域福祉活動の担い手を育成するため、福祉教育活動や地域との交流活動等の支援を通して児童生徒の福祉に関する関心を高める。

①福祉教育活動推進校支援事業

- ◆内 容 福祉教育活動推進校の指定、福祉体験学習や地域・施設との交流活動等の支援、活動助成金の交付

- ◆実施期間 通年

- ◆対象校 市内の小学校、中学校、高校、特別支援学校で申請のあった学校

- ◆予定推進校 22校（横手：8、増田：3、平鹿：3、雄物川：2、大森：1、十文字：2、山内：2 大雄：1）

②ふれあいの手紙事業

- ◆内 容 児童と単身高齢者との手紙やはがきによる交流

- ◆実施地域 増田、平鹿、雄物川、大森、山内、大雄

- ◆対象者 市内の小学生及び単身高齢者（各地域で学年、年齢を設定）

- ◆実施月 冬季（12～2月中に各地域で実施）

（2）福祉出前事業

地域や学校等が開催する福祉に関する講座・研修等への支援を通して、市民や児童生徒等の福祉に関する関心を高め、地域福祉活動への参加を促進する。

- ◆内 容 福祉に関する講座や研修等への講師及び職員の派遣、企画の提案など

- ◆対象者 市民、町内会・自治会、学校、事業所、福祉団体など

- ◆実施期間 通年

3. 共同募金運動啓発事業

（1）共同募金委員会事務事業

横手市共同募金委員会の事務を担当し、赤い羽根共同募金運動の推進や災害等による被災世帯への支援などを行う。

- ◆内 容 横手市共同募金委員会の運営事務、赤い羽根共同募金運動及び募金百貨店プロジェクト等への協力、県共同募金会主催の会議・研修等への参加など

- ◆実施期間 通年

＜市受託事業＞

1. 自立相談支援事業

(1) 自立相談支援事業

生活困窮者が困窮状態から早期脱却することを支援するため、本人の状態に応じた相談支援等を実施すると共に、地域における支援体制を構築して生活困窮者の自立を促進する。

- ◆内 容 相談窓口での対応(横手市役所本庁舎内)、出張や訪問等による相談対応及び支援、関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発、支援調整会議の開催、地域福祉事業との連携、各種研修会への参加など
- ◆対 象 者 市民(支援対象者:生活困窮者であり、かつ本事業の支援が必要と認められる者)
- ◆実施期間 通年

2. ふれあい安心電話システム推進事業

(1) ふれあい安心電話システム推進事業

在宅の単身高齢者等に対し、生活相談や話し相手に応じると共に、急病や災害等の緊急時にも対応できる支援を通じて、孤独感や不安感の解消などを図る。

- ◆内 容 端末機等の保守管理、利用申請者の調査、利用に関する説明会等の開催、相談対応及び安否確認など
- ◆対 象 者 単身高齢者世帯、高齢者世帯など
- ◆保有台数 289台(増田:33、平鹿:38、雄物川:38、大森:29、十文字:98、山内:23、大雄:30)
- ◆実施期間 通年

3. 障がい者社会参加促進事業

(1) 輪気愛相スポーツ交流事業

障がい者とその家族、ボランティア、学生等がスポーツによる交流を通じて、障がい者への理解と社会参加を促進する。また、実行委員会を設置し、事業の企画運営を行う。

- ◆内 容 輪気愛相スポーツ交流会の開催、実行委員会の開催
- ◆対 象 者 参加者:障がい者、ボランティア、学生、市民など
実行委員:障がい者並びにボランティア代表者(15名程度)
- ◆実 施 月 10月(実行委員会は8~9月に3回開催)
- ◆実施場所 さかえ館

(2) 声の広報・点字広報の発行

障がい者の生活の質の向上と社会参加の促進を目的に、朗読・点訳ボランティアの協力を得ながら声の広報及び点字広報を作成し配布する。また、作成するボランティアの育成に努める。

- ◆内 容 横手市広報等の声の広報及び点字広報の作成と配布(作成者:声の広報…朗読ボランティアまんさくの会、点字広報…六星会)、朗読・点訳ボランティア講

座の開催、視覚障がい者とボランティアとの交流懇談会(利用者意見交換会)の開催

- ◆対象者 視覚障がい者等で必要とされる方など
- ◆実施期間 通年

4. 在宅介護支援センター事業

(1) 在宅介護支援センター事業

在宅の要介護高齢者及びその家族の福祉の向上を目的に、在宅介護に関する相談対応や介護等に関する必要なサービスが受けられるよう、関係機関との連絡調整等を行う。

- ◆内 容 要介護高齢者の実態把握、保健福祉サービスに関する情報提供、在宅介護に関する指導及び助言、公的サービスの申請手続きの代行、保健・医療・福祉・介護に関わる機関等との連絡調整など
(横手・雄物川・十文字・山内福祉センター、平寿苑に設置)
- ◆対象者 市内に居住する介護保険第1号被保険者またはその家族・親族
- ◆実施期間 通年

5. 自立者支援通所事業

(1) ミニデイ事業

高齢者の孤立感の解消と自立した生活の助長、介護予防等を目的に、趣味活動や送迎・入浴サービス、健康づくりなどを行う。

- ◆内 容 教養・趣味活動、介護予防活動、送迎、入浴、昼食など
- ◆対象者 概ね60歳以上の単身高齢者等
- ◆実施期間 通年(各地域で週1～5日開催)
- ◆実施場所 ホテルウェルネス横手路、上畑温泉ゆ〜らく、平鹿ときめき交流センターゆっふる、雄物川地域間交流施設交流センター雄川荘、大森農業者休養健康増進施設(大森健康温泉)、山内ほっとパレスゆうらく館、大雄地域福祉センター・ゆとりおん大雄

6. 家族介護者交流事業

(1) 家族介護者交流事業

在宅で要介護高齢者の介護に携わっている家族等に心身のリフレッシュを図っていただくため、介護者同士の交流や懇談、昼食交流などを行う。

①かいごカフェの開催【新規事業】

- ◆内 容 リフレッシュ活動(介護に関する講話やリフレッシュ体操、創作活動など)、交流活動(セルフで飲食できる茶菓子やお茶、コーヒーなどを準備し、参加者間で自由に懇談する)
- ◆対象者 市内に居住し、要介護と認定された方を自宅で介護されている方、また今後自宅で介護される可能性のある方など
- ◆実施月 6～3月(6～9月:月1回、10～3月:月2回)
※4～5月は開催準備期間

- ◆実施場所 横手市交流センターY²ぷらざ、十文字ふれあい館、大雄地域福祉センターなど

②昼食交流会の開催

- ◆内 容 昼食交流、温泉保養、レクリエーションなど
- ◆対 象 者 市内に居住し、要介護3・4・5と認定された方を在宅で介護されている家族等（ただし、老人福祉施設等への入所・入居や医療機関等への入院等により、日常的に在宅で家族の方が介護をしていない場合は除く）
- ◆実 施 月 11月
- ◆実施場所 市内の温泉施設

7. 生活支援体制整備事業

(1) 生活支援体制整備事業

市民や事業所、関係機関・団体、行政等と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。

- ◆内 容 協議体の活動推進、行政・社協連絡会議の開催、コーディネーター連絡会議の開催、協議体構成員研修の開催、事業の啓発活動など
- ◆実 施 月 通年

<県社協受託事業>

1. 生活福祉資金貸付事務事業

(1) 生活福祉資金貸付事務事業

低所得世帯や要援護者世帯等に対し、安定した生活が送れるよう、必要な資金等を低金利または無利子で貸付すると共に、民生委員や市くらしの相談窓口等と連携しながら必要な相談支援を行う。

- ◆内 容 生活に関する相談対応、資金貸付に関する事務、県社協が行う償還指導への協力など
- ◆対 象 者 市民（低所得者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、離職者など）
- ◆実施期間 通年

2. 日常生活自立支援事業

(1) 日常生活自立支援事業

判断能力が弱まってきた高齢者や障がい者等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う。

- ◆内 容 専門員及び生活支援員による福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理・書類等の預かり、生活支援員研修会の開催など
- ◆対 象 者 市民（判断能力が弱まってきた高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）
- ◆実施期間 通年